

チャレンジ鹿児島労働局（18年8月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

7月の有効求人倍率は0.60倍と前月を0.02ポイント下回る

鹿児島県の本年7月の有効求人倍率は前月を0.02ポイント下回る0.60倍となりました。

新規求人は、前年同月に比べ飲食・宿泊業を除く全ての産業で増加し、特に医療福祉（20.9%増）、建設業（19.6%増）などが大きく増加し、全体では6.4%の増加となりました。

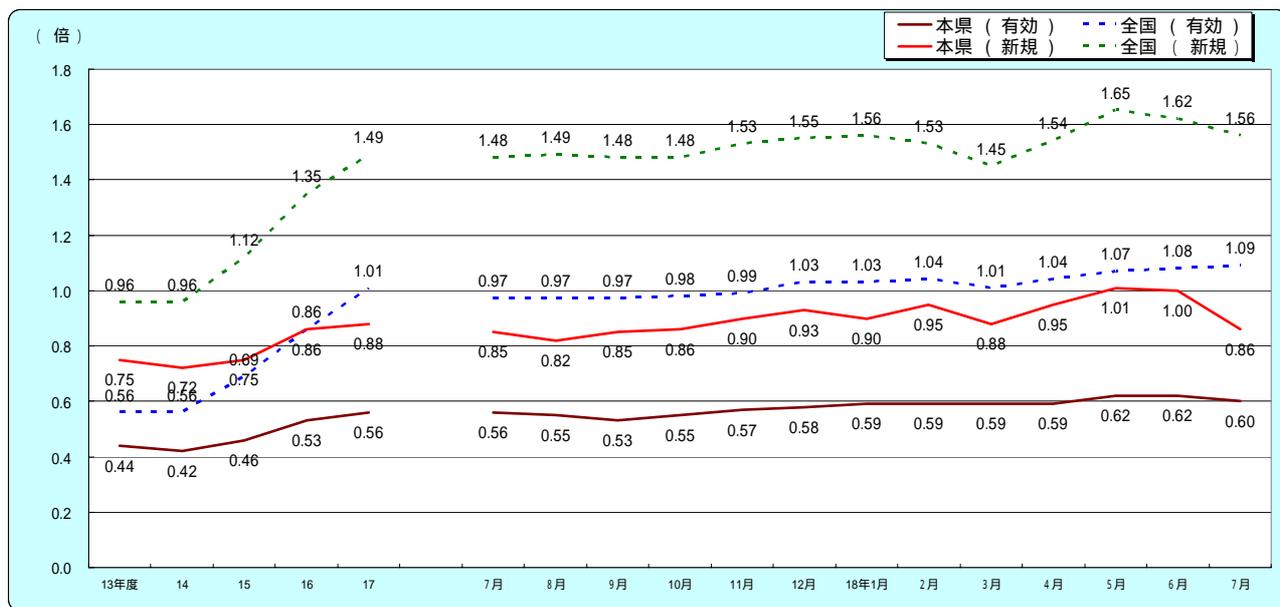
また、新規求職者については、前年同月に比べ在職求職者（17.2%増）、無業求職者（5.3%増）などの増加により、全体では5.3%の増加となりました。

なお、ハローワークの紹介による就職件数は、前年同月比で7か月連続増加しています。

今後の雇用失業情勢については、求人の増加は続いているものの、求職者の増加も見られることから一進一退で推移するものと思われますが、更に求人開拓の推進など就職支援に努めていきたいと考えています。

（職業安定部職業安定課）

有効（新規）求人倍率の推移



9月は、「**障害者雇用支援月間**」です。

「障害者雇用支援・激励大会」（9月7日）、「障害者就職面接会」（9月19日、20日、21日、28日）を開催

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るためには、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。

このため、鹿児島県及び鹿児島県雇用支援協会は9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者の雇用問題に関する県民一般、特に事業主の関心と理解を一層深めることを目的として、障害者雇用支援運動を積極的に展開します。

今年も月間行事の一環として、鹿児島県及び鹿児島県雇用支援協会は、「障害者雇用支援・激励大会」を9月7日（木）に鹿児島市民文化ホールで開催します。

また、鹿児島労働局・ハローワークは、下記のとおり、県下四会場で「障害者就職面接会」を開催します。

（なお、昨年面接会には、事業所89社、求職者467名参加、67名の就職が決まりました。）
（職業安定部職業対策課）

日時	主催 ハローワーク	会場	問合せ先	担当者
9月19日(火)	国分	国分市シビックセンター	0995-45-5311	障害者担当
9月20日(水)	鹿児島	鹿児島市サンロイヤルホテル	099-250-6071	障害者担当
9月21日(木)	鹿屋	鹿屋商工会議所	0994-42-4135	障害者担当
9月28日(木)	川内	川内文化ホール	0996-22-8609	障害者担当

9月に、「公正な採用選考のための研修会」を開催

鹿児島労働局・ハローワークでは、従来から、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考がなされるよう、雇用主の皆様に対して啓発を行ってきたところであり、これまで、一定のご理解・ご協力が得られるようになっております。

9月16日から新規高等学校卒業予定者の就職選考が始まりますが、採用

選考における面接などにおいては、依然として、就職差別につながるおそれのある事例が見受けられるところであり、今般、下記により、事業主又は人事担当者を対象とした「公正な採用選考のための研修会」を開催します。

多数の皆様の、出席をお願いします。

日 時	場	所
9月 1日(金)	(国分会場)	国分シビックセンター
9月 4日(月)	(加世田会場)	南さつま市民会館
9月 5日(火)	(川内会場)	薩摩川内市セントピア
9月 8日(金)	(鹿児島会場)	ウェルビューかごしま
9月11日(月)	(鹿屋会場)	鹿屋商工会議所

いずれの会場も、13:30から15:40まで

ご希望の会場に出席ください

お問合せ先：鹿児島労働局職業安定部職業安定課

(099-219-8711)まで

災害救助法の適用を受けた6市町へ救急薬品等配布

平成18年7月20日より7月24日にかけて梅雨前線による豪雨等により、北薩地区を中心に河川の氾濫や土砂崩壊等により5名の死亡者をはじめ、800棟を越す住家の全半壊や2,200棟を越す床上床下浸水等の被害が発生し、出水市・薩摩川内市・大口市・さつま町・菱刈町・湧水町の6市町に災害救助法が適用されました。

そのため、鹿児島労働局では、労働者災害補償保険法に基づく労働福祉事業として、重大災害等による被災労働者やそれに係る復旧活動を支援するため、これら6市町に対して救急薬品等の配付を行いました。

(労働基準部労災補償課)

10月1日から7日は「全国労働衛生週間」

「週間説明会」を9月の準備月間に開催

「労働衛生管理セミナー」を10月2日に開催

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図るとともに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成を図ることを目的に、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で57回目を迎えます。

本年度のスローガンは「疲れてませんか 心とからだ みんなでつくろう

健康職場」です。

9月の準備月間中に日常の労働衛生活動の総点検を行い、10月1日(日)～7日(土)の本週間に労働衛生意識の高揚及び自主的な安全衛生管理活動の促進を図るための取り組みを展開させることが重要となっています。

鹿児島労働局では、準備月間中に県内21会場において、週間説明会を開催いたします。

また、本週間には、県内事業場の労働衛生に携わる関係者が参集する「労働衛生管理セミナー」が10月2日(月)14時から鹿児島県医師会館で開催されます。(鹿児島労働局後援、参加費無料、問い合わせ及び参加申し込みは鹿児島県労働基準協会・099-226-3622まで)

(労働基準部安全衛生課)

アスベスト全面禁止

労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則が改正され、平成18年9月1日から施行

石綿による健康障害の予防については、平成17年7月から石綿障害予防規則に基づき、その推進を図っているところですが、その施行後に明らかとなった作業の実態に係る知見等を踏まえ、石綿ばく露防止対策のさらなる充実を図るため、次のような改正が行われ平成18年9月1日より施行されることとなりました。

労働安全衛生法施行令の改正により、代替が困難な一部の製品等を除き、石綿及び石綿をその重量の0.1%(現行1%)を超えて含有する製剤その他の物の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止される等、規制の対象となる有害物の範囲が拡大されます。

石綿障害予防規則の改正により、吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業についても、除去作業に準じた措置が義務付けられ、労働者を臨時に就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならないこと、器具、工具、足場等について、付着した石綿を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないこと、作業の記録及び健康診断の結果について、石綿の作業に従事しないこととなった日から40年間保存する等、石綿ばく露防止対策の充実等が図られます。

鹿児島労働局、各労働基準監督署では、周知徹底はもとより、関係事業場等において適切な対応がなされるよう指導を行っていくこととしています。

(労働基準部安全衛生課)